



休業を実施し休業手当を支給した事業主の方へ 豊田市中小企業等雇用調整補助金

2020年度6月運用開始



新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、豊田市独自の補助金制度を創設しました。雇用調整助成金、緊急雇用安定助成金に、豊田市が上乗せし、補助金を交付します。



雇用調整助成金等の対象期間の延長に合わせ、補助金の対象期間を延長しました。!!

令和3年2月28日までの休業に対し、補助金を交付します。既に、補助金の交付決定を受けている事業主の方でも、交付決定額が、1事業所あたりの上限額200万円に満たない場合は、再度の申請が可能です。

対象者

雇用調整助成金※、緊急雇用安定助成金の支給決定を受けた中小企業等

対象経費

令和2年4月1日から令和3年2月28日に、市内事業所で実施した休業に対する休業手当 ▶ 上限額 1事業所につき200万円

申請方法

国からの支給決定通知書の写し等を添付して市に別途申請

▶ 郵送、オンライン申請、または直接持参 ▶ 申請期限 令和3年8月末日
▶ 提出先 豊田市産業労働課（豊田市役所西庁舎7階）
〒471-8501 豊田市西町3丁目60

申請の流れ



国→企業
支給決定通知
交付（額確定）



企業→市
申請書兼実績
報告書を提出



市
審査・交付決定
・補助金交付



制度の詳細・申請書（様式）等のダウンロードは、QRコードからご確認ください。!!

※パソコンから確認をされる方は、豊田市公式ホームページのサイト内検索から、「豊田市中小企業等雇用調整補助金」と検索して下さい。



■ 豊田市公式ホームページ

<https://www.city.toyota.aichi.jp>



サイト内検索

豊田市中小企業等雇用調整補助金

検索

※令和2年6月12日付けで、雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金が大幅に拡充されました。

（上限日額は15,000円、中小企業の助成率は4/5か10/10）

その結果、市の上乗せ補助の交付対象となるのは、次のいずれかの場合となります。

1

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の助成率が4/5（80%）である場合

2

雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金「助成額算定書」における「基準賃金額」に助成率を乗じた額が、15,000円（上限日額）を超える場合

※ただし、小規模事業主用様式により申請される場合は、「支給申請書」における「a. 休業手当額 × 助成率」が、「b. 上限日額 × 休業延べ日数」を超える場合

令和2年12月改訂版



休業を実施し休業手当を支給した事業主の方へ 豊田市中心小企業等雇用調整補助金

2020年度6月運用開始



補助金の申請に必要な書類

申請をされる方は、下記の提出書類を揃え、産業労働課までご提出ください。

提出書類	確認事項等
①豊田市中心小企業等雇用調整補助金交付申請書兼実績報告書（請求書）（様式第1号）	
②雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金支給申請書の写し	・国に提出したものに相違ないこと
③雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金支給決定通知書の写し	
④雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金助成額算定書の写し	・国に提出したものに相違ないこと。 ※国の助成金の支給申請にあたり提出を要しない場合は、提出不要
⑤【国の助成金の申請後に、従業員に対し過去の休業手当を増額して追加支給し、国の助成金の再申請をされた事業主の方で、増額前の国の助成金申請に基づき、市補助金申請を済ませた方の場合】 元となる申請における雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の「支給申請書の写し」、「支給決定通知書の写し」、「助成額算定書の写し」	・国に提出したものに相違ないこと。 ※小規模事業主用様式により国の助成金支給申請を行った場合は、「助成額算定書の写し」は不要
⑥定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	
⑦役員名簿（様式第2号） ※必ずしも、様式第2号を使用しなくてもよい	・役員全員分の役職名、氏名、住所、生年月日が記載された書類であれば可
⑧事業所の実在が確認できる書類	・公共料金請求書（領収書）、最近事業所に届いた郵便物（消印のあるもの）、対象となる事業所が記載されたホームページやリーフレット等の写し ・休業を実施した市内事業所数が2事業所以上の場合のみ、要添付
⑨通帳又はキャッシュカードの写し	・確認事項等に、口座番号及び口座名義人が確認できるもの

1) オンライン申請、2) 郵送、3) 持参のいずれかで申請できます。 !!

※三密を避けるため、極力、オンライン申請又は郵送で提出をお願いします。

1) **オンライン申請** QRコードから、詳細をご確認ください。

（※パソコンから確認される方は、豊田市公式ホームページのサイト内検索から、「豊田市中心小企業等雇用調整補助金」と検索して下さい。）



2) **郵送** 申請書類を豊田市産業労働課まで、郵送してください。令和3年8月31日必着です。
なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送（送料は申請者の負担）してください。

3) **持参** 申請書類を豊田市産業労働課まで、持参してください。

豊田市産業労働課 ▶ **場所** 〒471-8501 豊田市西町3丁目60（豊田市役所西庁舎7階）
▶ **対応時間** 午前8:30～午後5:15（平日のみ） ▶ **電話番号** 0565-34-6774